

平成 27 年 4 月 22 日

農地集積・集約化による環境整備と 法人化推進に対する意見

(公社) 日本農業法人協会 副会長
((有)横浜ファーム 代表取締役)
笠原 節夫

1 農地中間管理機構について

- ①機構の長期的（10 年程度）活動推進（フル回転）
- ②農地の受け手（担い手）への支援強化
- ③出し手（候補者）への制度の周知徹底
- ④機構のガバナンスと機能強化に向けた体制整備

2 経営の法人化推進について

- ①法人化を推進できる経営環境の整備
- ②法人経営者による法人化支援の推進

【参考資料】

- ①公益社団法人 日本農業法人協会の概要
- ②あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言〔抜粋〕

公益社団法人 日本農業法人協会の概要

平成27年4月1日現在

1. 名 称 公益社団法人日本農業法人協会
2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル 1F
3. 設 立 日 平成11年6月28日



4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員：1,806（本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等）
- (2) 賛助会員：7（本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等）
（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、カゴメ株式会社、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人日本フードサービス協会）
- (3) アグリサポート倶楽部会員：119（情報提供に協力する個人・企業団体等）
（金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー、団体等）

あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言 (概要)

【はじめに (基本的考え方)】

当協会は我が国農業経営の先駆者たる農業法人等 (以下、プロ農業経営者) が結集し、経営確立・発展のための活動を進めることにより、我が国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立された。我々プロ農業経営者は、組織創設時から農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包含する生命総合産業」と捉え、経営改善と地域貢献に努め、地域農業の牽引者たる自覚を持って経営革新に取り組んできた。特に、国民に対して食料の生産・供給責任を果たすことを旨とし、経営の持続的な発展を通じて、人の雇用・育成や消費者交流と情報発信に工夫をしながら、地域社会の発展と地域資源の保全に取り組むことで、農の有する公益機能の維持、地域の発展に貢献してきた。

我々プロ農業経営者の自助努力だけでは解決できない様々な問題を解決し、地域で安定した農業経営を行えるよう関係政策等を早急に整備・実現するよう国に対して以下の通り提言する。

【現状と課題】

（担い手の位置付け・人材育成の課題）

- 各種経営対策の対象者は認定農業者・中心経営体などで異なり、国として育成を目指す経営体が明確でない
- 農業に従事している農業法人の正社員育成や独立支援策の充実
- 農業法人における正社員等の位置付けが不明確
- 高度な技能を習得するための外国人技能実習生の受入期間等が不足 等

（農業の構造改革と経営発展の課題）

- 分散錯圃の解消、農地集積を促進する対策の整備
- 生産基盤強化のための土地改良事業の促進
- 食の安全・安心確保、検疫などの輸出障壁等
- 経営発展を促進するための各種税制改正・規制改革の実施
- 経営全体を着目したセーフティネット制度の構築
- 経済界との連携強化によるノウハウの蓄積と生産性・付加価値の増大 等

（営農類型別の課題）

- 稲作・畑作：米政策、経営所得安定対策等の政策変更の影響緩和
- 野菜・施設型：野菜・施設型経営の経営安定対策の充実
- 果樹・工芸作物等：果樹等の長期育成を考慮した経営対策
- 畜産：飼料安定基金の債務超過、自給飼料生産の拡大
- 共通事項：資材・燃油等の高騰、物流コストの高騰と遊休施設問題 等

（震災復興・災害対策・地域の維持・振興の課題）

- 被災地の基盤整備促進、協業化・組織化の対応、原発の風評被害等
- 農の公益機能に対する国民の理解醸成、鳥獣害被害、都市農業の問題 等

（農業法人育成・定着に係る支援組織の機能強化等の課題）

- 農業法人を5万法人に増加させるための育成・定着支援に関する制度や支援組織の機能強化
- 法人化初期の管理コスト増加や適切な事業計画の作成
- 他産業と比較して高い農作業における死亡事故率、社内研修体制の未整備
- 農業法人の事業継承・事業再生支援の対応 等

【政策提言 (概要)】

I. 担い手の明確化と人材育成の強化に関する提言 (要点)

- **認定農業者の認定基準の厳格化と効果的な経営発展を促す仕組みへの見直し** (「新たな農業経営指標の活用」)、**都道府県・市町村域を超えて認定を行う制度の創設**
- 「農の雇用事業」の対象期間延長 (2⇒5年)・要件改善、青年等就農資金制度の拡充
- 農業法人の正社員位置付け見直し (補助事業採択要件の改善)
- 外国人技能実習生の受入期間延長 (3⇒5年)、受入可能人数や職種・作業の範囲の拡大 等

II. 農業の構造改革と経営発展に関する提言 (要点)

- 農地中間管理機構の公正な運営、役員等へのプロ農業経営者の登用
- 圃場の大区画化・高度化の促進と担い手による簡易な土地改良事業の推進
- 食の安全・安心確保のための制度整備、輸出拡大に向けた他国の輸入規制の解除
- 農業経営基盤強化準備金の拡充、6次産業化のための規制改革の実施
- 収入保険制度についてプロ農業経営者の実態・意見を反映した制度設計
- **経済界との連携促進への支援と先端モデル事業の制度・予算の拡充** 等

III. 営農類型別の対策拡充・見直しに関する提言 (要点)

- 稲作・畑作：生産調整の見直しに伴うプロ農業者経営者の経営に与える影響への配慮
飼料米増産に向けた生産者と需要者のマッチング、遊休施設の活用、技術開発
- 野菜・果樹：野菜価格安定制度の見直し、果樹改植事業の継続
- 畜産：飼料安定基金制度の抜本的見直し、自給飼料生産の基盤構築
- 共通事項：資材・燃油等の支援策拡充、物流コスト削減・既存施設有効活用 等

IV. 震災復興と地域の維持・復興対策に関する提言 (要点)

- 東日本大震災からの更なる復興促進、風評被害の払拭
- **農の公益機能の国民的議論と啓発**、直接支払制度の柔軟な運用、都市農業の振興 等

V. 農業法人育成・定着に係る支援組織の機能強化等に関する提言 (要点)

- **法人化支援のための「農業法人育成推進員」(仮称)配置**と農業者の協業化・組織化への支援
- 農業法人設立初期 (5年程度) の経営体への支援 (助成・税制面の優遇など) の創設
- 従業員に対する労働安全・衛生管理等の研修会等の実施支援
- **事業継承・事業再生支援に係るワンストップ窓口設置** 等

平成 26 年 6 月 19 日
公益社団法人日本農業法人協会

あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言

〔抜 粋〕

Ⅱ. 農業の構造改革と経営発展に関する提言

1 農地中間管理機構による農地集積の更なる促進

土地利用型農業の競争力の強化には、プロ農業経営者への農地集積を担保する仕組みが必要である。特に水田については、水系を重視した農地の団地化を促進し、転作作物ごとのブロックローテーションの実施が有効であることから、地域における合意形成は極めて重要である。

農地中間管理機構による農地集積においては、農地の公益性を考慮し、地域の農業維持・発展に責任が持てる者を受け手とする必要があることから、以下の点を留意した運営を行うこと。

(1) これまでの経営努力が尊重される仕組みを構築すること【新規】

既に効率的な農業経営を目指して集積に取り組んできた従前の土地利用経営が不利益な扱いを受けないよう、公正な業務推進を行う必要がある。

なお、有機農業などに取り組んでいる場合、土地（農地）への投資（土作り・有機 JAS 認定など）にコストを投入している。効率的な農地集積を図るためにも、そうした農地の再配分に当たっては、有益費償還請求権を担保するなどの配慮を行うこと。

(2) 業務委託先の選定と運営体制の監視・指導の徹底【新規】

市町村等の業務委託先が現場において公正な業務推進を行っているか、都道府県は運営状況を確認した上で、指導を徹底する必要がある、国も適切な運営がなされているか監視・指導する必要がある。

また、業務委託先については、個別の農業経営と利益相反が生じないような業務運営体制を構築すること。

(3) 機構の運営にプロ農業経営者が参画できる仕組みの構築【新規】

機構の役員や評価委員会の構成員は、プロ農業経営者（例えば農業法人協会の会員など）をメンバーとし、担い手の代表自らが主体となって機構の運営に関与できる組織とすること。

また、農地中間管理機構において、地域の市町村が提出する農用地利用配分計画（案）の作成の際には、通常農業委員会の意見等を聞くことが想定される。農業委員に、プロ農業経営者等の担い手を積極的に選任し、農地の集積・配分を決定する農用地利用配分計画（案）に担い手の意見を反映できる仕組みとすること。

(4) 農地集積を促進するための支援策の拡充【新規】

受け手の農業者にとって機構を通じて面的集積（連坦化）をした場合、機械・作業体系の問題から、急激な規模拡大などに対応することは困難である。こうしたことから、規模拡大交付金制度の創設や地域集積協力金などでプロ農業経営者の面的集積を促進すること。

また、現場でプロ農業経営者及びその組織が農地を集積するための取組（出し手の農業者への働きかけなど）に対する支援を実施することが必要である。

V. 農業法人設立・育成支援組織の機能強化等に関する提言

1 農業法人の新規設立・定着支援の拡充

(1) 農業法人設立に係る啓発資料等の作成・整備【新規】

国は農業法人の設立を志向する農業者に対して、農業法人設立のメリット・デメリット等を整理した分かりやすいパンフレットやマニュアルを整備・配布することで農業法人の設立支援を行うことが必要である。

具体的には、農業法人の設立に対して段階別に、①導入用（簡素なリーフレット）、②研修会用（説明会等用の資料）、③解説資料（専門書籍等）を作成し、農業者に分かりやすい資料を用意する必要がある。

(2) 法人育成窓口機能の強化・プロ農業経営者のアドバイザー制度創設【新規】

今後農業法人を 5 万法人に増加させるためにも相談窓口の機能強化を図る必要がある。

具体的には、専門的な知識を有した、「農業法人育成推進員」（仮称）を各都道府県に配置し、その活動・職務の的確な遂行を行うための雇用人件費や活動費を支援すること。

また、当協会の会員はプロ農業経営者として先駆者たる人材が全国各地で事業を展開している。その実践的で貴重な経験を有しているプロ農業経営者を登録し、全国へ派遣する仕組みを創設することで、今後の農業法人設立・6 次産業化の推進を図ることが必要である。

(3) 法人育成・定着支援と経営支援制度の創設【新規】

農業経営の法人化を行った場合、個人経営の際には発生しない社会保障等の管理コストが増加する。特に法人化初期については管理コストの増加をきちんと認識した上で事業計画を策定すること必要があり、法人設立に係る啓発資料及び相談窓口での対応（上記（1）及び（2））は、そうした実態を踏まえたものでなければならない。

農業法人設立支援策としては、「人・農地問題解決加速化支援事業」があるが、今後、農業法人の育成・定着を図るためにも設立初期（5 年程度）の経営体への支援（助成・税制面の優遇措置など）制度を創設することが必要である。

なお、生産者の協業による組織形成は、出荷ロットの安定確保と品質の高位平

より抜粋

準化によるブランド力強化、共同資材購入や共同選別によるコスト削減などの効果も期待できる。今後、こうした生産者の自立的な農業者の協業による組織形成が地域農業発展の核として位置付けられることが重要であり、協業型農業法人の設立や遠隔地間での法人ネットワークの形成を推進していくことが必要である。

2 農業法人等の従業員育成の支援体制整備【新規】

農業法人の増加に伴いその従業員は増加傾向にあり、適切な人材育成を行うことが求められている。一方、農作業における死亡事故率は他産業と比べても高い状況にあり、人材確保と安定的な雇用を維持するためには適切な労務管理と研修等の実施を通じて事故率を低下させることが必要である。

雇用時等の安全衛生教育は法で定められた責務であり、従業員が各種農作業を実施する際にはこうした教育を適切に受けていることが必要である。しかし、農業法人の場合、従業員の人数は限られており、社内だけでは十分な教育・研修を受けることが難しい。

こうしたことから、農業法人の従業者を対象とした労働安全・衛生管理に関わる教育や実践的な農業経営・栽培技術など、従業員の資質向上に資する研修会の開催について支援を行うことが必要である。

3 農業法人の事業継承・再生・統合に係るワンストップ窓口設置

(1) 農業法人の事業継承のワンストップ窓口の設置【新規】

農業法人の経営者の高齢化が進展¹⁾しており、今後後継者不足から事業の縮小、廃業などの増加が懸念されている。事業継承を行う場合、後継者育成のためにも様々な業務を経験させることが望ましい。しかし、農業では限られた人員や業務の中で組織構成や人事配置を工夫することは困難であり、社内だけで経営者としての教育・訓練等を行うことは困難である²⁾。

また、直系親族などの明確な後継者がいない場合、農業法人の従業員等を経営者として育成するためには、従業員の選定・育成を長期的な視点で行うことが必要である。

したがって、農業の特殊性を熟知した専門家が常駐するワンストップ窓口を都道府県単位の1つは設置することで農業法人等の事業継承を円滑に行える体制を整備する必要がある。

(2) 農業分野における事業再生支援機能の構築・強化【継続】

地域で中小企業等を中心とした事業再生を行っている、中小企業再生支援協議会に農業法人の再生を支援してもらうことは、ケースによって可能であるが、支援対象が中小企業者に限定されており、農業協同組合法に基づく農事組合法人などは対象外となっている。

また、中小企業再生支援協議会では農業法人の再生支援に関して十分なノウハウが蓄積されていないことから、農業分野における、事業再生、経営改善を支援する公的なワンストップ相談窓口(利害調整のプラットフォームを兼ねる)を少なくとも全国に1か所設置することで、農業分野における円滑な事業再生支援を実施し、他の中小企業と同等の支援が実施できる体制を整備する必要がある。

脚注

- 1) 当協会の調査（会員基礎調査等）では、経営者の年齢は 51.5 歳（2000 年）から 56.7 歳（2012 年）へと変化しており、今後こうした傾向が続くことが懸念される。
- 2) 当協会が 2013 年に実施したアンケート調査（回収率 48.7%）では役員に対する研修・教育として最も有効な方法は、「研修・教育機関における研修」56.5%が回答している。

【新規】：平成 26 年度新たに要望する事項

【継続】：平成 25 年度以前の政策提言・要請等と関連する事項